



A'Z Golf Studio AKASAKA

会員規約

(2017年10月1日改定)

第1章 総則

第1条(規約の適用)

この会員規約は、アズゴルフスタジオ(以下「当スタジオ」といいます)の提供するサービスを、第3条所定の会員(以下「会員」といいます)が利用することについての一切の事項に適用します。

第2条(規約の変更)

当スタジオは、会員の了解を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。この場合、当スタジオのサービスの利用条件は変更後の会員規約によるものとします。また、その変更規約については一定期間ホームページ上にて告知することにより全会員に通知するものとします。

第2章 会員

第3条(会員の定義)

会員とは、当スタジオ所定の「入会手続き」に従って入会を申し込み、当スタジオがこれを承認した方をいいます。会員は、当スタジオが入会を承認した時点でこの会員規約の内容およびその適用を受けることに承諾しているものとします。

第4条(会員の種類)

当スタジオの会員の種類は、次の通りとします。ただし、下記会員のほかに必要に応じ別の会員種類を置くことがあります。

【マンツーマンレッスンプラン】

1. デイリー会員
2. マスター会員
3. ファミリー会員
4. 法人会員

【スクールプラン】

5. 都度会員
6. スクール会員
7. ジュニア会員
8. フレンド会員

【ビジタープラン】

9. ビジター会員

第5条(入会手続き)

入会希望者は、当スタジオの会員規約などを熟読し、当スタジオの指定する「入会申込書」及び、その他入会時に必要な書類に必要な事項を記入の上、入会金を当スタジオに支払うものとします。なお、入会時に運転免許証などの本人確認証の提示が必要です。

入会のご来店いただき手続きを行う必要があります。お電話及びメール等ご来館以外での手続きはできま

せんのでご注意ください。

【入会時に必要なもの】

- ・3か月分の月会費(初月度は週割り計算となります)
 - ・印鑑
 - ・銀行お届け印(月会費の口座振替お申込みに必要となります)
 - ・身分証明書
- ※入会后、口座振替のお申込み用紙の提出が無い場合、自動的に退会となります。

第6条(会費)

会員は、当スタジオが定める金額の会費を支払うものとします。

第7条(支払い方法)

会員は、入会金、その他の債務を当スタジオが承認した以下のいずれかの方法で履行するものとします。

- 1.マンツーマンレッスンプランの月会費は預金口座振替とします。
- 2.その他の入会金、料金、レッスン料などは店内でのお支払いとさせていただきます。

第8条(会費・利用料等の変更)

会員は、会社が諸般の事情等により会費、利用料を変更できることを承諾するものとします。

第9条(会員種類変更手続き等)

会員は、第4条で定める会員の種類を変更することができます。変更手続きは次の通り扱うものとします。

1. 会員種類変更は、所定の用紙によって申し出、所定の期日までに手続きを完了するものとします。
2. 会員種類変更に際し費用の発生が生じる場合があります。

第10条(変更の届出)

会員は、氏名、住所その他当スタジオへの届出内容に変更があった場合には、速やかに当スタジオ所定の用紙にて当スタジオへ変更を届出るものとします。

第11条(会員資格の取消)

以下の場合、当スタジオは、事前に催告することなく会員資格を取り消すことが出来るものとします。

1. 第15条に定める禁止行為に該当すると、当スタジオが判断した場合。
2. 入会にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
3. 本規約に違反した場合。
4. その他、当スタジオが会員として不適正と判断した場合。
5. 第19条のいずれかの事項にあたる場合

第12条(会員の退会手続き)

第1項(会員の退会)

会員は、当スタジオ所定の「退会手続き」に従って本スタジオが定めた締切日までに退会を申し込み、当スタジオがこれを承認した時点で当スタジオの会員資格を失うものとします。

第2項(退会手続き)

1. 退会希望者は、当スタジオの指定する「退会申込書」に必要事項を記入し、退会時に本人を特定するため運転免許証などの本人確認証の提示を求める場合があります。

2. 退会は毎月単位で行っております。退会月の料金が最終のご請求となります。

退会をご希望される月の前月の5日までに、所定の用紙に必要事項をご記入の上、ご提示ください。

・6日以降のお申し込みに関しましては、翌月の退会となります。

例)3月末日にて退会したい場合は、2月5日までに手続きを済ませてください。

第3項(退会時の会費の取扱)

1. 会員は、第11条の定めに従い会員資格を喪失した場合を含む、いかなる場合においても会費など一切の金銭が会員に返還されないことを承諾するものとします。

2. 月々の会費等について未払い金のある場合は、すべての未払い金を清算してから退会届を提出するものとする。

第3章 会員の義務

第13条(自己責任の原則)

会員は、当スタジオのサービスを利用してなされた一切の行為、およびその結果について責任を負います。

会員は、当スタジオのサービスを利用しておこった怪我、盗難、物品等の破損について責任を負います。

会員は、当スタジオのサービスの利用に伴い、他者(個人、法人を問いません。また会員には限定しません。以下同様とする。)からの問合せ、クレームなどが発生した場合は、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

会員は、当スタジオのサービスの利用により当スタジオ、または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第14条(営業活動の禁止)

会員は、当スタジオのサービスを使用して、営業活動、営利を目的とした利用、およびその準備を目的とした利用をすることはできません。但し、当スタジオが認めた場合は除きます。

第15条(禁止事項)

会員は、当スタジオのサービス利用にあたり、以下の項目に該当する行為を行わないものとします。また、会員がこれらの行為を行った場合には第11条の定めに従い会員資格を喪失するものとします。さらに当スタジオは、当スタジオ内からの退出を求めることができるものとし、この場合該当会員は直ちに従うものとします。なお、会員によるこれらの行為により、当スタジオまたは第三者が損害を被った場合、会員はその損害を賠償するものとします。

1. 他人の権利を侵害すること。

2. 他人の名誉を毀損すること。

3. 他人のプライバシーを侵害すること。
4. いやがらせ、他人を中傷すること。
5. 民族的・人種的差別につながる行為。
6. 倫理的観点などから問題のあることを当スタジオ内にて他の会員ならびに従業員に対して行うこと。
7. 当スタジオの設備の破壊、設定変更、備品等の持出。
8. 二十歳未満の飲酒行為又は喫煙行為。
9. スタジオ内で定められた場所以外での喫煙をすること。
10. 盲導犬以外のペットを連れての当スタジオへの入場。
11. 泥酔者の入店。
12. 暴力行為、大声を上げるなど他者を威圧すること。
13. 置き引き等の犯罪不法行為。
14. 当スタジオの許可無く、当スタジオに持ち込まれた機器でスタジオ内の撮影を行うこと。
15. スタジオ内での他のお客様へ迷惑がかかるような携帯電話の使用。
16. 清算前の外出。やむを得ない場合は、必ず当スタジオ従業員に声をかけて、当スタジオ従業員の指示に従うものとする。
17. その他、スタジオ内及び設備に告知してある謹告に違反する行為。

第16条(会員同伴者について、会員の責任)

会員は、会員同伴者が当スタジオのサービスを利用してなされた一切の行為、およびその結果について責任を負います。会員は、当会員同伴者がスタジオのサービスを利用しておこった怪我、盗難、物品等の破損について責任を負います。会員は、会員同伴者が当スタジオのサービスの利用に伴い、他者(個人、法人を問いません。また会員には限定しません。以下同様とする。)からの問合せ、クレーム等が発生した場合は、当該会員の責任と費用をもって処理解決するものとします。会員は、会員同伴者が当スタジオのサービスの利用により当スタジオ、または他者に対して損害を与えた場合、当該会員の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。会員は、会員同伴者が第13条または第15条に定める禁止事項に抵触しないように勤める義務があり、会員は、会員同伴者が第13条または第15条に定める禁止事項について行った行為、および結果について一切の責任を負います。

第4章 一般事項

第17条(秘密保持および個人情報の保護)

会員となるにあたり、所定の入会申込書に記入する内容は、いかに定める規約に準じ運営するものとします。

第1項(利用目的)

1. 入会に際し、本人を特定するため。
2. 20歳以下の会員に対し、健全で適切なサービスを提供するため。
3. 製品やサービスの内容を、より充実したものにするため。
4. 当スタジオが、会員に特別なサービスなどの情報を的確にお知らせするため。

5. 当スタジオが、必要に応じてお客様に連絡をするため。
6. 当スタジオが、利用状況や利用環境などに関する調査を実施するため。

第2項(個人情報保護の取扱)

当スタジオは、個人情報保護法を遵守し会員の個人情報を適切に管理いたします。詳細は別に定めるものとします。

第18条(免責事項)

当スタジオは、当スタジオのサービスの中断、運営の停止または廃止等によって会員に損害が生じても免責されるものとします。当スタジオは、会員が当スタジオのサービスによって得る有用性に関して、いかなる責任も負いません。当スタジオは、当スタジオのサービスの利用により発生した会員の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、およびサービスを利用できなかったことにより発生した、会員または他者の損害に対しいかなる責任も負いません。

第5章 反社会的勢力の排除

第19条(暴力団排除条例)

1. 入会希望者が各号の一にでも該当(以下「暴力団等反社会勢力」とする)に属していると認められるときには、会社として入会審査を受け付けないものとする。
2. 刑事事犯による手配、逮捕、検挙、起訴、有罪判決のあった場合
3. 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為のあった場合
4. 会員が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A.暴力団B.暴力団員C.暴力団準構成員D.暴力団関係企業E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等前項に準ずる者、また前項に類する団体や組織に関与していると思われる場合
上記の事項に該当する場合、定めに従い、即会員資格を喪失するものとします。

随則

この規約は、2017年10月1日から施行する。